



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務七六)
- エチオピア連邦民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同七七)
- コンゴ民主共和国におけるタンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件 (同七八)
- ブータン王国政府に対する贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件 (同七九)
- 保安林の指定実施要件を変更する件 (農林水産二六七～二七七)
- 特別母樹林の指定を解除する件 (同二七八)
- 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件 (国土交通三三三、三三四)
- 船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件 (同三三五)

六	五	四	二	一	内閣	〔叙位・叙勲〕	〔皇室事項〕	〔官庁報告〕	労働	〔公告〕	諸事項	官庁
九	八	八	八	七	六	六	六	九	九	九	九	九

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、再生関係  
会社その他

その他告示

- 外務省告示第七十六号  
令和八年二月九日にコロナールで、パラオ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入  
2 贈与額 三億円  
3 署名者  
日本側 笠原謙一在パラオ大使  
パラオ側 グスタフ・アイタロー国務大臣  
令和八年三月三日 外務大臣 茂木 敏充
- 外務省告示第七十七号  
令和八年二月六日にアデイスアベバで、エチオピア連邦民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入  
2 贈与額 四億七千万円  
3 署名者  
日 本 側 柴田裕憲在エチオピア大使  
国際連合開発計画側 サミュエル・グバイデ・ドゥー在エチオピア事務所代表  
令和八年三月三日 外務大臣 茂木 敏充
- 外務省告示第七十八号  
令和八年二月十二日にキンシャサで、コンゴ民主共和国におけるタンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 タンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入  
2 贈与額 十億九千五百万円  
3 贈与の供与期限 令和九年二月二十八日

4 署名者  
日 本 側 小川秀俊在コング民主共和国大使  
国際移住機関側 アレクサンドラ・シンプソン在コング民主共和国事務所代表

令和八年三月三日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第七十九号

令和八年二月六日にニューデリー（インド）で、ブータン王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の間係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 二億八千万円
- 3 贈与の供与期限 令和十年二月二十八日
- 4 署名者  
日 本 側 小野啓一在ブータン大使（インドにて兼轄）  
ブータン側 タシ・ペルドン駐日ブータン臨時代理大使（インドにて兼轄）

令和八年三月三日 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県上伊那郡辰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
高山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県長浜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）



六石山一四四九の一五、字石切沢山乙一三七六、乙一三九一(次の図に示す部分に限る)、字峠甲二二六七の一・甲二一七八・甲二一六九・甲二一七一・甲二一七四(以上五筆について次の図に示す部分に限る)、甲二一七〇、字薄窪甲二一五・甲二一三一七(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、甲二一三八、字梅ノ木沢山乙一三七〇・字口沢乙二三四の一・字川向甲二一三一九・甲二一三二一・甲二一三二四の一・字上ノ山丁九三七の一・丁九三九・丁九五六・丁九五八・字新天丁八七の一・丁九一の三(以上十一筆について次の図に示す部分に限る)。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県南会津郡下郷町大字豊成字湯ノ口六五〇四、六五〇五、六五一九から六五二二まで、字頓平五七七八の一、五七九〇

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百七十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九條一項の規定に基づき、次のように特別母樹林の指定を解除するので、同条第四項において準用する同法第五條第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三日

指定番号	指定年	指定採取源	樹種	所在場所	解除本数	解除面積	解除の理由	所有者等の氏名又は住所	憲和
九特四五一	昭和四十六年三月十日	特別母樹林	まつ	長野県南佐久郡川上村大字秋山字西毛木場五の一・二	三六八本	一四・〇六ヘク	指定理由が消滅したため	長野県南佐久郡川上村大字秋山一喜表山鷹野幸	鈴木 憲和

四四五一 昭和十六年三月三日 特別母樹林 すぎ 和歌山県高野町伊都郡高野山一

四四六一 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六二 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六三 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六四 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六五 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六六 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六七 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六八 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四六九 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七〇 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七一 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七二 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七三 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七四 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七五 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七六 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七七 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七八 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四七九 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八〇 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八一 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八二 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八三 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八四 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八五 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八六 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八七 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八八 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四八九 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五

四四九〇 昭和十七年三月二日 特別母樹林 すぎ 京都府綾部市故内五



○国土交通省告示第百三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月三日

国土交通大臣 金子 恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年二月十二日	株式会社アジア自動車学校	長野県下伊那郡喬木村一三五三番地	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三日

国土交通大臣 金子 恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F-826号	表面仕上材（表面床張り材）	ハイテックスEFソフト田	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目1番20号

○防衛省告示第五十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年二月二十七日次のとおり決定された。

令和八年三月三日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七三	松島飛行場	東松島市	国有	土地：約四、六〇〇平方メートル 保管施設設置用地として追加提供する。 使用期間：令和八年三月一日から同 年十一月三十日までの間 航空自衛隊松島基地の施設の一部 を、地位協定第二条第四項(b)の適用 がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある 条項が適用される。

○関東地方整備局告示第五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 第1 起業者の名称 群馬県
- 第2 事業の種類 一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）並びにこれらに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田字宮裏及び字道上、大字新巻字柳沢及び字宮腰、大字小泉字前山、字原貝戸、字中沢、字堀ノ内、字山根及び字池ノ沢、大字植栗字中畝、字沢ノ上、字山根及び字鹿島峰、大字岩井字寺沢窪、字寺沢及び字山根、大字川戸字園辺、字神林及び字七沢、大字金井字水頭山及び字水頭地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第20条第1号の要件への適合性
 

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡東吾妻町大字箱島字宮貝戸地内の箱島インターチェンジから同町大字川戸字神園地内の川戸・原町インターチェンジまでの延長9.78kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）並びにこれらに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本件事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- 2 法第20条第2号の要件への適合性
 

起業者である群馬県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道353号及び一般国道145号はともに道路法第74条の規定による認可を受けていること、また、関連事業の施行に際し必要な町道管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- 3 法第20条第3号の要件への適合性
  - (1) 得られる公共の利益
 

一般国道353号は、群馬県桐生市を起点とし、同県吾妻郡中之条町を經由し、新潟県柏崎市に至る延長182.2kmの路線である。一方、一般国道145号は、群馬県吾妻郡長野原町を起点とし、同県同郡中之条町を經由して同県沼田市に至る延長51.4kmの路線である。

両路線は、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町の6町村で構成される吾妻地域と、群馬県渋川市及び桐生市を、また、群馬県沼田市を結ぶ地域社会を支える重要な主要幹線道路であるとともに、一般国道17号や一般国道120号と相互に連絡することで、関越自動車道や上信越自動車道へのアクセス路線でもあり、日本有数の生産量である吾妻地域のキャベツ等の物流、草津温泉等の温泉地及びスキー場等へのアクセスなど、広く利用されている路線である。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳していることから、一部区間において交通混雑や交通事故が発生している。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、本路線と並行する主要地方道渋川東吾妻線の自動車交通量は、東吾妻町岩井1017地内で12,548台/日であり、混雑度は1.31となっている。

さらに、本件区間に対応する現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車線幅員、最小曲線半径を満たさない区間が複数存在しているほか、自然災害の発生時には通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、供用予定である上信自動車道の他の区間と併せ、既に供用済みである上信自動車道箱島インターチェンジと群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内の厚田インターチェンジと連絡することで、群馬県内西方向の交通を担う広域的な道路ネットワークが形成され、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年から7年に、同法等に準じて任意で自動車の走行に係る大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気、振動及び低周波音については、環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装を行うことで環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

このほか、起業者は本件事業の施工にあたり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める特別天然記念物のカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハヤブサ、サンショウクイ、準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル、コオイムシ、クロゲンゴロウ、ヤマメ、カジカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイトモ、ナガミノツルキケマン、エビネ、ツメレンゲ、トキホコリ、サクラソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息及び生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。

主な保全措置として、エビネ及びサクラソウは、学識経験者の指導助言を受けながら最適な移植先を選定の上で移植すること

とし、トウキョウダルマガエルについては、側溝に落下した場合でも脱出できるよう、側溝側面へのネット等の設置を行うなどの環境保全措置を起業者は実施することとしている。

なお、起業者は工事の実施に際して濁水対策を講じるとともに、改変箇所及びその周辺において重要な種の生息・生育が確認された場合には、専門家の助言を踏まえ、必要な追加保全措置を適切に実施することとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が13箇所存在するが、そのうち10箇所については既に記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る3箇所についても群馬県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の施行方法については、まずインターチェンジの位置を地域の幹線道路網と一体となった効率的なネットワークを形成する観点から、関連するアクセス道路の規格、地域住民の利用の便宜等を総合的に勘案し設定している。

次に、本件区間におけるルートについては、一部区間（群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗字鹿島峰地内の植栗・中・之条インターチェンジから川戸・原町インターチェンジ）は、平成30年8月17日付群馬県告示第234号で変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものであり、植栗・中・之条インターチェンジから既に供用を開始している箱島インターチェンジ間について、3案による検討が行われている。ルートの決定にあたっては、社会的影響、施工性、走行性及び経済性の諸条件に基づ

き、総合的に検討した結果、支障物件が最も少なく、施工性及び経済性において優位である申請案が最も合理的な案と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線と並行する道路は交通混雑が発生しているほか、現道は自然災害による通行止めが行われており、本件事業により現道等の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、東吾妻町を含む3市4町2村で構成さ

れる上信自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

群馬県吾妻郡東吾妻町役場（建設課）

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	相模原市緑区吉野字桜野七十四番一から同市緑区吉野字関東地方整備局及び同局相模原支店	武国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月三日

○近畿地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 八号及び百三十三号
- (三) 道路の区域

区	間	後別前	敷地の幅員	延長
長狭市木之本町大字宇工藤	一八七〇番から同市木之本町大字宇工藤前一六三二番まで	前	一六・九三・七六・三三	〇・三六八
		後	一四・二六・三六・九三	〇・三六八

図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所



瑞宝小綬章を授ける	川島 敏昭
秋本 一幸 岡田 勇	岡本 政一
押入保忠夫 小丸 源一	垣内 光義
谷口 雄史 前田 喜正	横田 恭宏
瑞宝双光章を授ける (各通)	
上原 尊祿 金澤 賢治	
川口 朝市 竹迫 則男	
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上一月二十三日)	
	光川 清士
瑞宝小綬章を授ける	
上尾 信二 遠藤 隆文	大丸 康人
加藤 行雄 木田 憲之	熊谷 長司
瀬川 修 山本 一夫	
瑞宝双光章を授ける (各通)	
(千葉市消防司倉)	田畑 喜之
	渡部 義幸
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上一月二十四日)	
岡部 誠一 佐藤 高次	杉山 英樹
須田 芳雄 千葉 齊	土橋 孝司
中村 邦彦	
瑞宝双光章を授ける (各通)	
	大島 二郎 田中 政明
	辻田 未次 野村 弘
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上一月二十五日)	
(検察事務官)	植村 仁長
	小川 久一 坂本 久
瑞宝単光章を授ける (各通) (一月二十六日)	
	加藤 勝也
瑞宝小綬章を授ける	
	塩見 和己 高橋 勝彦
瑞宝双光章を授ける (各通) (以上一月二十七日)	
	五十嵐正春 冠者 信男
	清水 欽一 野口 隆昭
瑞宝双光章を授ける (各通)	
	大坪 敏明 山田 友幸
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上一月二十八日)	
	今野 裕之
瑞宝双光章を授ける (一月二十九日)	

## 皇 室 事 項

**御祝電**  
 天皇陛下は、ギニア大統領ママティ・ドゥンブヤ閣下の大統領就任につき、二月十八日御祝電を發せられた。

## 報 告

### 労 働

#### 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第1号  
 中部地方交通審議会から中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第1号)、中部海上旅客運送業最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第2号)、中部漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第3号)及び中部漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第4号)の改正について答申があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460-8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号」あて提出されたい。

令和8年3月3日  
 中部運輸局長 中村 広樹  
 中部地方交通審議会の意見(要旨)

- 中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[271,450円]を「284,950円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「255,000円」を「268,500円」に、部員「213,050円」を「228,050円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「203,750円」を「218,750円」に改正することが適当である。
- 中部海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[264,700円]を「275,100円」に、部員「202,450円」を「213,250円」に改正することが適当である。

- 中部漁業(沖合底びき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「224,000円」を「235,000円」に改正することが適当である。
- 中部漁業(大中型まき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「226,000円」を「236,000円」に改正することが適当である。

#### 法務省告示配第三十三号

福島県大沼郡会津美里町役場保存の次の除籍が滅失した。  
 令和八年三月三日 法務大臣 平口 洋  
 福島県大沼郡尾岐村大字西尾字橋本甲六百六十番地 齋藤 光子

#### 法務省告示配第三十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。  
 令和八年三月三日 法務大臣 平口 洋  
 認証紛争解決事業者の氏名及び住所  
 奥田勝朗  
 東京都新宿区新宿五丁目六番二号神谷ビル八〇三  
 認証年月日  
 令和八年二月十六日

## 公 告

### 諸 事 項

#### 渡良瀬川中央土地改良区連合 役員 の 退 任 及 び 就 任 の 告 告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から役員 の 退 任 及 び 就 任 の 届 出 が あ っ た の で、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。  
 令和8年3月3日  
 関東農政局長 菅家 秀人

1 退任

役職	氏 名	住 所
理事	木村 實	群馬県太田市新野町1216番地
”	牛久保榮治	群馬県太田市茂木町1006番地1

”	大竹 一廣	群馬県太田市脇屋町624番地
”	飯塚 初男	群馬県館林市足次町156番地
監事	野口 政嘉	群馬県太田市東今泉町308番地3
”	新島 芳夫	栃木県足利市新宿町甲1171番地

#### 2 就任

役職	氏 名	住 所
理事	野口 政嘉	群馬県太田市東今泉町308番地3
”	野村 吉平	群馬県太田市古戸町705番地
”	内田 大吉	群馬県館林市高根町131番地の1
”	河野 光則	群馬県太田市新井町507番地3
監事	小澤 豊治	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚4156番地
”	塚越騎一郎	群馬県太田市由良町716番地1

#### 渡良瀬川中央土地改良区連合 の 定 款 変 更 の 認 可 の 告 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和8年2月9日認可したので、第84条において準用する同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。  
 令和8年3月3日  
 関東農政局長 菅家 秀人

#### 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 令和8年3月3日  
 東北地方整備局長 西村 拓

- 処分をした年月日 令和8年2月17日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 ヤマケンビルテックサービス株式会社 庄司 時雄 山形県山形市北山形2-1-5 国土交通大臣許可(特-06)第021271号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1) 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

令和8年3月4日から令和8年3月6日までの3日間

4 処分の原因となった事実 被処分者は、自社が元請として請け負った東京都内の空調設備工事現場において、労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった。これにより、令和4年3月10日に作業員（下請負人の従業者）が高所から墜落し、その後死亡した。

この件について被処分者及び監理技術者等が、令和7年3月19日付けで東京簡易裁判所から、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第2042号

山形県東田川郡三川町大字横山字横山253番地

申立人 菅原 和子

本籍山形県鶴岡市五十川乙6番地3、最後の住所山形県鶴岡市城北町5番1号 MKS-21 5号室、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日令和7年7月27日、出生の場所山形県西田川郡温海町、出生年月日昭和33年12月4日、職業無職

被相続人 亡 加藤 隆男

事務所山形県鶴岡市宝町2番15号わきやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 脇山 拓

催告期間満了日 令和8年9月18日

山形家庭裁判所鶴岡支部

令和7年（家）第2061号

栃木県佐野市高砂町1番地

申立人 佐野市長 金子 裕

本籍栃木県佐野市石塚町583番地、最後の住所栃木県佐野市堀米町2627番地 ワールドステイ佐野下田、死亡の場所栃木県佐野市、死亡年月日令和5年10月18日、出生の場所栃木県安蘇郡犬伏町、出生年月日大正12年1月8日、職業不詳

被相続人 亡 四十八願恒

事務所栃木県佐野市赤坂町960-12 さの総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 文子

催告期間満了日 令和8年9月15日

宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年（家）第5128号

申立人 国

本籍神奈川県横須賀市根岸町3丁目8番地3、最後の住所神奈川県横須賀市深田台39番地深田台ハイイツA-201、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和5年2月20日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和17年11月17日、職業飲食店経営

被相続人 亡 中田 招申

事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目4番12号中央ハイイツ101

相続財産清算人 弁護士 中川 広夢

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所横須賀支部

令和8年（家）第30010号

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

申立人 ひたちなか市長 大谷 明

本籍茨城県ひたちなか市大字津田1931番地1、最後の住所茨城県ひたちなか市大字津田1931番地の1、死亡の場所茨城県ひたちなか市、死亡年月日平成28年11月20日、出生の場所茨城県高萩市、出生年月日昭和30年3月14日、職業無職

被相続人 亡 松崎 敏昭

茨城県ひたちなか市笹野町2-1-1 ガーデンヒルズU202 弁護士法人水戸ひばり法律事務所ひたちなか事務所

相続財産清算人 弁護士 岩村 道子

催告期間満了日 令和8年9月14日

水戸家庭裁判所

令和8年（家）第90038号

東京都港区南青山4丁目18番21号南青山スカイハイツ208号

申立人 一般社団法人成年後見センターペアサポート

本籍千葉県流山市流山2丁目131番地、最後の住所東京都国立市谷保6丁目17番地の37シルバーハイツ谷保、死亡の場所東京都国立市、死亡年月日令和7年10月9日、出生の場所千葉県流山市、出生年月日昭和10年5月25日、職業無職

被相続人 亡 宇田川幸枝

事務所東京都新宿区新宿1丁目26番1号長田屋ビル5階 TOKYO大樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木下 泉

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第41126号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍東京都小金井市東町4丁目107番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区今井町650番地4、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所東京都立川市、出生年月日昭和63年5月31日、職業不明

被相続人 亡 荒野 正孝

事務所横浜市中区山下町89-6 HF 横浜山下ビルディング3階

相続財産清算人 弁護士 飯島奈津子

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年（家）第40009号

横浜市旭区二俣川1丁目9番地1第一清水ビル2階

申立人 一般社団法人高齢者住宅支援機構

本籍神奈川県藤沢市高倉404番地2、最後の住所神奈川県藤沢市高倉404番地の2、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年9月14日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和23年10月11日、職業無職

被相続人 亡 上野 英一

事務所横浜市中区日本大通18KRCビル403B

相続財産清算人 弁護士 青山 良治

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年（家）第40024号

静岡県浜松市中央区小沢渡町551

申立人 岡本 恭子

本籍静岡県浜松市中央区倉松町417番地、最後の住所神奈川県藤沢市藤が岡3丁目14番10号ビレジ藤が岡201、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和30年5月31日、職業教材販売業

被相続人 亡 山村 幸久

事務所神奈川県横浜市中区山下町223番地1 NU関内ビル4階

相続財産清算人 弁護士 今井 史郎

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年（家）第3005号

神奈川県小田原市栢山2439番地の1 共立第2栢山マンション1号棟202号

申立人 大久保恵美子

本籍神奈川県小田原市栄町2丁目106番地、最後の住所神奈川県小田原市荻窪166番地、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日推定令和7年11月30日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和26年8月28日、職業無職

被相続人 亡 石井由紀夫

事務所神奈川県小田原市本町1丁目10番25号アオパビル2階 西湘法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中根 大輔

催告期間満了日 令和8年9月25日

横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第20265号**

静岡県磐田市中泉2675番地2  
 申立人 兼古 佳子  
 本籍静岡県磐田市中泉2675番地2、最後の住所静岡県磐田市中泉2675番地2、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和35年2月18日、職業会社顧問  
 被相続人 亡 兼古 正人  
 浜松市中央区中央1丁目6番22号S Lビル4階はままつ共同法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 岡本 英次  
 催告期間満了日 令和8年10月5日  
 静岡家庭裁判所浜松支部

**令和8年(家)第30005号**

静岡市葵区八千代町24番地の9やちよビル3階  
 申立人 一般社団法人タスカル  
 本籍静岡県静岡市葵区安東2丁目73番地、最後の住所静岡市葵区安東2丁目25番12号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和7年6月3日、出生の場所東京都豊多摩郡淀橋町、出生年月日昭和5年5月1日、職業無職  
 被相続人 亡 森坂 茂子  
 静岡市葵区呉服町1-4-6松浦ビル3階  
 弁護士法人たちばな法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 木村 幸典  
 催告期間満了日 令和8年10月13日  
 静岡家庭裁判所

**令和8年(家)第30020号**

静岡県静岡市清水区由比町屋原575-3  
 申立人 石川 裕子  
 本籍静岡県静岡市清水区本町459番地、最後の住所静岡県静岡市清水区本町6番8号、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日平成19年2月18日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和30年8月8日、職業不明  
 被相続人 亡 田中 文喜  
 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1-14呉服町圭田ビル3F弁護士法人ライトハウス法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 市川 裕香  
 催告期間満了日 令和8年10月5日  
 静岡家庭裁判所

**令和7年(家)第7873号**

愛知県海部郡蟹江町学戸3丁目1番地  
 申立人 蟹江町  
 本籍愛知県海部郡蟹江町平安3丁目10番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町平安3丁目10番地、死亡の場所愛知県弥富市、死亡年月日令和7年6月24日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和24年5月29日、職業不明  
 被相続人 亡 青山 博信  
 事務所名古屋市中区大須4丁目14番26号ジツダビル4階 内田・山本法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山本 俊介  
 催告期間満了日 令和8年9月11日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7944号**

名古屋市西区稲生町6丁目23番地  
 申立人 特定非営利活動法人紫香楽  
 本籍名古屋市中川区打出2丁目203番地4、最後の住所名古屋市中川区打出2丁目203番地の4、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所岡山県津山市、出生年月日昭和14年1月19日、職業無職  
 被相続人 亡 池澤 浩一  
 事務所名古屋市中区丸の内2-18-13 リブラ丸の内10ビル6A アーバンライツ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 笠原 雄一  
 催告期間満了日 令和8年9月11日  
 名古屋家庭裁判所

**令和8年(家)第8号**

三重県津市西丸之内23番1号  
 申立人 津市  
 本籍三重県津市白塚町4843番地8、最後の住所三重県津市海岸町22番17号、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年9月6日頃、出生の場所三重県河芸郡白塚町、出生年月日昭和25年7月7日、職業不明  
 被相続人 亡 脇本 数馬  
 三重県津市栄町2丁目466番地 楠井法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行  
 催告期間満了日 令和8年9月14日  
 津家庭裁判所

**令和8年(家)第26号**

三重県津市八町1丁目9-16-2  
 申立人 ルナハイツ津管理組合

本籍三重県津市半田934番地22、最後の住所三重県津市八町1丁目9番16号ルナハイツ205号、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和4年8月日時不詳、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和36年9月21日、職業不明  
 被相続人 亡 森田 邦裕  
 三重県津市栄町3丁目261番地 笠間第1ビル4階 弁護士法人松阪総合法律事務所 津オフィス  
 相続財産清算人 弁護士 坂口 桂一  
 催告期間満了日 令和8年9月15日  
 津家庭裁判所

**令和7年(家)第2308号**

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地  
 申立人 京都信用保証協会  
 代表者理事 山内 修一  
 本籍京都市北区紫野上門前町23番地、最後の住所京都市北区紫野雲林院町83番地 パークシティ北大路502号、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和7年3月27日頃、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和22年6月26日、職業会社役員  
 被相続人 亡 古川 憲利  
 事務所京都市中京区御池通柳馬場角 京都朝日ビル9階 京都成蹊法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉松 裕子  
 催告期間満了日 令和8年9月25日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第2408号**

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
 申立人 京都市長 松井 孝治  
 本籍京都市中京区西ノ京内畑町20番地、最後の住所京都市中京区西ノ京内畑町20番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成26年4月25日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和15年8月1日、職業不明  
 被相続人 亡 桑原 正  
 事務所京都市中京区河原町通竹屋町上る大文字町238-1エースビル2階 中村誠法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 木澤 真一  
 催告期間満了日 令和8年9月25日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第2412号**

京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町407番地長栄ビル3階 あしだ総合法律事務所  
 申立人 山川 大喜

本籍京都市下京区猪熊通松原上る高辻猪熊町366番地、最後の住所京都市下京区七条御所ノ内西町13番地2、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和26年7月4日、職業会社役員  
 被相続人 亡 田口 雅克  
 事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町700 弘希ビル2階・3階 弘希総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 辻村 英介  
 催告期間満了日 令和8年9月25日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第2416号**

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88番地K. I. 四条ビル5階  
 申立人 司法書士法人F&Partners  
 代表者代表社員 磯貝 亮  
 本籍京都市右京区京北上ノ弓削町迫尻7番地、最後の住所京都市山科区東野舞台町69番地の12、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所京都府北桑田郡弓削村、出生年月日昭和17年1月14日、職業無職  
 被相続人 亡 梶谷 初美  
 事務所京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル8階 烏丸法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐竹 明  
 催告期間満了日 令和8年9月25日  
 京都家庭裁判所

**令和8年(家)第4号**

滋賀県大津市仰木の里東7丁目13番17号  
 申立人 兒島 美知  
 申立人手続代理人弁護士 西村 幸三  
 本籍京都市中京区釜座通夷川上る亀屋町344番地4、最後の住所京都市中京区釜座通夷川上る亀屋町344番地4、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日令和7年10月16日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和30年2月24日、職業無職  
 被相続人 亡 津田 真澄  
 事務所京都市中京区河原町二条西入ル河二ビル5階 木内総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 加藤進一郎  
 催告期間満了日 令和8年9月25日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第81711号**

大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター内

申立人 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
本籍大阪府交野市南星台1丁目5番、最後の住所大阪府交野市南星台1丁目5番7号、死亡の場所大阪府交野市、死亡年月日推定令和6年12月27日、出生の場所鹿児島県始良郡蒲生町、出生年月日昭和25年1月17日、職業無職

被相続人 亡 六反田 司  
大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル2階

相続財産清算人 弁護士 河合 悠介  
催告期間満了日 令和8年10月13日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4338号**

大阪市中央区中寺1丁目1番54号大阪社会福祉指導センター内

申立人 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
本籍大阪府堺市堺区柏木町3丁4番、最後の住所大阪府堺市堺区柏木町3丁4番23号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和6年8月1日頃から10日頃までの間、出生の場所兵庫県出石郡出石町、出生年月日昭和13年1月1日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 君代  
事務所大阪市西区立売堀1-4-12立売堀スクエア3階

相続財産清算人 弁護士 中原 圭介  
催告期間満了日 令和8年9月28日

大阪家庭裁判所堺支部

**令和8年(家)第4027号**

愛知県岡崎市戸崎町字牛転14番地258

申立人 小田 昌男  
本籍愛知県岡崎市美合町字五本松6番地3、最後の住所大阪府羽曳野市学園前6丁目1番1号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和元年5月8日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和5年1月21日、職業不明

被相続人 亡 益岡 初雄  
事務所大阪市西区江戸堀1-8-17イーエム肥後橋8階

相続財産清算人 弁護士 山内 邦昭  
催告期間満了日 令和8年9月28日

大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第70265号**

兵庫県尼崎市昭和通4丁目117番地エスティニ崎ビル502号

申立人 上野 貴志

本籍兵庫県尼崎市崇徳院3丁目42番地、最後の住所兵庫県尼崎市大島3丁目9番1号特別養護老人ホームサンホーム大庄西、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和7年10月14日、出生の場所兵庫県武庫郡大庄村、出生年月日昭和10年10月9日、職業無職

被相続人 亡 吉川 美代

兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号KDIビル4階 尼崎駅前法律事務所

相続財産清算人 曾我 智史

催告期間満了日 令和8年9月24日

神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和7年(家)第70273号**

兵庫県姫路市砥堀2番地の3

申立人 有限会社なかやす

本籍兵庫県姫路市大塩町141番地1、最後の住所兵庫県姫路市仁豊野456番地ハビネス仁豊野306号、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年6月24日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和39年4月3日、職業会社員

被相続人 亡 唐須 正人

事務所兵庫県姫路市飾磨区三宅1丁目74番地八木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 八木 正晃

催告期間満了日 令和8年9月18日

神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第70278号**

兵庫県姫路市安田4丁目1番地

申立人 姫路市

本籍兵庫県神戸市兵庫区御崎町2丁目40番地、最後の住所兵庫県姫路市辻井6丁目7番1号ロジエ202号、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和39年12月20日、職業不明

被相続人 亡 日下部 市郎

事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 千葉 真嗣

催告期間満了日 令和8年9月18日

神戸家庭裁判所姫路支部

**令和8年(家)第70009号**

兵庫県相生市旭5丁目9番18号

申立人 小林 郁子

本籍兵庫県相生市旭4丁目6番、最後の住所兵庫県相生市旭4丁目6番16号、死亡の場所兵庫県赤穂市、死亡年月日令和7年10月5日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和3年2月23日、職業無職

被相続人 亡 東郷 信子

事務所兵庫県姫路市北条永良町186番地ストーンヒルズ301号田中・大村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大村 えみ

催告期間満了日 令和8年9月18日

神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第3049号**

福岡県北九州市戸畑区一枝4丁目10番17号

申立人 鐘ヶ江育子

本籍福岡県直方市大字頓野1496番地25、最後の住所福岡県直方市大字頓野1496番地25、死亡の場所福岡県北九州市小倉北区、死亡年月日令和6年2月26日、出生の場所福岡県飯塚市、出生年月日昭和46年8月4日、職業会社経営者

被相続人 亡 皆川 章一

事務所福岡県田川市栄町1番5号大城ビル2階田川市役所前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森竹 卓郎

催告期間満了日 令和8年9月18日

福岡家庭裁判所直方支部

**令和7年(家)第9137号**

長崎県西彼杵郡長与町高田郷2474番地17

申立人 中島 節子

本籍長崎県長崎市梁川町612番地、最後の住所長崎市三原1丁目8番35号 医療法人稲仁会三原台病院、住民票上の住所長崎市城栄町32番17号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年9月17日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和22年10月9日、職業無職

被相続人 亡 中島 信行

長崎市金屋町9番32号 ケイ・ワイ中尾303飯田直樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 直樹

催告期間満了日 令和8年9月14日

長崎家庭裁判所

**令和8年(家)第6002号**

長崎県佐世保市天神町1766番地3

申立人 株式会社オフィス縁

本籍長崎県佐世保市保立町265番地、最後の住所熊本県熊本市中央区国府4丁目10番6号ピエールフォレ国府101、死亡の場所熊本県

熊本市中央区、死亡年月日令和6年2月13日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和11年11月12日、職業不明

被相続人 亡 瀬戸 祐生

長崎県佐世保市高砂町4番11号 松田信哉司法書士法人

相続財産清算人 川上 圭介

催告期間満了日 令和8年9月19日

長崎家庭裁判所佐世保支部

**令和7年(家)第17041号**

沖縄県宜野湾市真志喜5丁目12番21号

申立人 石川 ヒロ子

本籍沖縄県沖縄市登川3丁目198番地、最後の住所沖縄県沖縄市登川2丁目10番8号、死亡の場所沖縄県うるま市、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所福岡県北九州市門司区、出生年月日昭和51年1月5日、職業不明

被相続人 亡 喜納 健太

沖縄県沖縄市知花6丁目11番42号ウイステリアコート1階

相続財産清算人 郷原 隆

催告期間満了日 令和8年9月28日

那覇家庭裁判所沖縄支部

**令和8年(家)第4004号**

宮崎市大字本郷南方4105番地6

申立人 白坂 佳彦

本籍宮崎県東諸県郡綾町大字南俣933番地1、最後の住所宮崎市江南2丁目9番11号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和7年8月28日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和35年1月4日、職業無職

被相続人 亡 寶来 和彦

宮崎市永楽町115番地2ラ・ルミエール永楽302号

相続財産清算人 司法書士 西本 周平

催告期間満了日 令和8年9月30日

宮崎家庭裁判所

**令和7年(家)第9099号**

旭川市西御料2条1丁目3番19号

申立人 山田 純一

本籍北海道旭川市近文町13丁目2688番地、最後の住所旭川市4条通16丁目1152番地 中島病院内、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和7年7月3日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和14年6月3日、職業無職

被相続人 亡 加藤 恭子

旭川市7条通21丁目1972番地2 りんどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富田 佳佑

催告期間満了日 令和8年10月31日

旭川家庭裁判所

令和 7 年 (家) 第 4 0 1 4 4 号

岩手県八幡平市大更第 7 地割 68 番地 4  
申立人 細野 良子  
本籍岩手県八幡平市大更第 7 地割 65 番地、最後の住所岩手県八幡平市大更第 7 地割 66 番地 1、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和 7 年 8 月 25 日、出生の場所岩手県岩手郡西根町、出生年月日昭和 44 年 6 月 28 日、職業無職  
被相続人 亡 田村 由広  
事務所盛岡市南大通 1-8-7 CFC 第 2 ビル 3 階  
相続財産清算人 弁護士 大和久政也  
催告期間満了日 令和 8 年 10 月 1 日  
盛岡家庭裁判所

令和 7 年 (家) 第 2 0 2 3 号

山形県米沢市松が岬 2 丁目 3 番 36 号  
申立人 新田 英行  
本籍山形県米沢市大町 2 丁目 1233 番地、最後の住所山形県米沢市大町 2 丁目 2 番 37 号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和 3 年 8 月 6 日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和 32 年 2 月 23 日、職業不詳  
被相続人 亡 船山 利和  
事務所山形県米沢市駅前 2 丁目 8 番 11 号  
相続財産清算人 司法書士 小形 憲治  
催告期間満了日 令和 8 年 9 月 18 日  
山形家庭裁判所米沢支部

令和 7 年 (家) 第 7 1 6 0 号

福島市杉妻町 2 番 16 号  
申立人 福島県  
本籍福島県いわき市小浜町台 55 番地、最後の住所福島県いわき市小浜町台 55 番地、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和 6 年 11 月 4 日、出生の場所福島県石城郡植田町、出生年月日昭和 24 年 4 月 18 日、職業不明  
被相続人 亡 鈴木 光一  
福島県いわき市平字小太郎町 4 番地の 9 平小太郎ビル 3 階 弁護士法人湊法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菅野 哲  
催告期間満了日 令和 8 年 9 月 16 日  
福島家庭裁判所いわき支部

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和 8 年 (へ) 第 1 号

島根県出雲市白枝町 1343-3  
申立人 トータルサービスこと 星野 健  
権利を争う旨の申述の終期 令和 8 年 5 月 27 日  
令和 8 年 2 月 6 日 小倉簡易裁判所  
(別紙) 目 録  
約束手形 1 通  
手形番号 Y E 56754  
金額 821,920 円  
支払期日 令和 7 年 12 月 31 日  
支払地 北九州市  
支払場所 株式会社福岡銀行北九州営業部  
振出日 令和 7 年 7 月 20 日  
振出地 北九州市  
振出人 株式会社九州スーパーハウス 代表取締役 吉原 健道  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和 7 年 (家) 第 9 0 2 号

函館市北美原 2 丁目 3 番 15 号  
申立人 二之宮義博  
本籍北海道函館市北美原 2 丁目 3 番、最後の住所函館市北美原 2 丁目 3 番 15 号  
不在者 二之宮義典  
昭和 13 年 4 月 21 日生  
届出期間満了日 令和 8 年 6 月 10 日  
函館家庭裁判所

令和 7 年 (家) 第 7 2 3 5 号

東京都世田谷区瀬田 5 丁目 5 番 11 号 瀬田ハイツ 105  
申立人 豊田 敦子  
本籍東京都目黒区洗足 2 丁目 1468 番地、最後の住所東京都世田谷区瀬田 5 丁目 5 番 11 号 瀬田ハイツ 301  
不在者 豊田 信之  
昭和 34 年 9 月 29 日生  
届出期間満了日 令和 8 年 6 月 11 日  
東京家庭裁判所

令和 7 年 (家) 第 7 9 7 8 号

東京都杉並区荻窪 2 丁目 19 番 8 号  
申立人 小竹 良夫  
本籍東京都杉並区荻窪 2 丁目 54 番地、最後の住所東京都杉並区荻窪 2 丁目 19 番 8 号  
不在者 小竹 洋介  
昭和 56 年 9 月 18 日生  
届出期間満了日 令和 8 年 6 月 12 日  
東京家庭裁判所

令和 7 年 (家) 第 8 1 2 1 号

川崎市多摩区東三田 1 丁目 3-3-403  
申立人 福岡れい子  
本籍東京都豊島区池袋本町 1 丁目 199 番地、最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州以下不詳  
不在者 新保美津代  
昭和 7 年 1 月 1 日生  
届出期間満了日 令和 8 年 6 月 12 日  
東京家庭裁判所

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

令和 7 年 (へ) 第 1 号

高知県宿毛市押ノ川 980 番地  
申立人 寺田 一輝  
権利の届出の終期 令和 8 年 1 月 30 日  
令和 8 年 2 月 3 日 中村簡易裁判所  
(別紙) 目 録  
(1) 土地 高知県宿毛市押ノ川字太郎五郎ヤシキ 982 番  
宅地 366.00 平方メートル

(2) 登記年月日番号 高知地方務局四万十支局昭和 12 年 12 月 15 日受付第 1853 号

(3) 登記した権利の内容

登記の目的 抵当権設定登記  
原因 昭和 12 年 12 月 15 日設定  
債権額 米 4 石 8 斗  
弁済方法 昭和 13 年 3 月 15 日より同 18 年 10 月 15 日まで毎年 3 月 10 月の各 15 日に米 4 斗  
利息 無利息  
特約 一度たりとも割払を怠りたる時は残額一時に支払の約  
抵当権者 高知県幡多郡和田村押ノ川 424 番 8 号地  
押川 近次

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和 8 年 (フ) 第 1 0 7 号

千葉県松戸市南花島 3 丁目 40 番地の 18  
債務者 ミキスタ工業株式会社  
代表者代表取締役 向井 誠  
1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 13 日午後 3 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 16 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 5 月 25 日午前 11 時 30 分  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和 7 年 (フ) 第 8 4 1 号

川崎市川崎区鋼管通 2 丁目 1 番 7 号  
債務者 有限会社藤田管工  
代表者代表取締役 藤田 美里  
1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 19 日午後 4 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 畑 裕士  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 19 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 6 月 10 日午前 11 時 10 分  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第189号**

名古屋市中区葵1丁目7番1号  
債務者 株式会社ナヴァ・プラントウデザイン  
代表者代表取締役 高木 基充

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山谷 彰宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第4号**

福島県耶麻郡北塩原村大字松原字小野川1082番地12  
債務者 株式会社ジースクール  
代表者代表清算人 清水 岳二

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舟城 善貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年(フ)第3372号**

神奈川県海老名市東柏ヶ谷3丁目3番31号  
債務者 有限会社宝寿司  
代表者代表取締役 安島 光正

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 貴久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第108号**

神奈川県藤沢市稲荷520番地  
債務者 株式会社ユウキフレッシュ  
代表者代表取締役 久保田行雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲村 育雄

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時50分

横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第215号**

横浜市鶴見区元宮2丁目2番6号鈴木ビル202  
債務者 有限会社泉寿建設  
代表者代表取締役 羽田 敏人

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時

横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第142号**

埼玉県桶川市加納118番地3  
債務者 株式会社トータス  
代表者代表取締役 近藤 哲郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村孝太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第20号**

富山県氷見市上田子70、商業登記簿上の本店所在地富山県高岡市佐加野字高寺434番地  
債務者 株式会社丸協  
代表者代表取締役 大川 英一

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古木 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時

富山地方裁判所高岡支部

**令和8年(フ)第12号**

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷562番地1  
債務者 有限会社鳥取マリンクラブ  
代表者代表取締役 中林 達彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古田 昌己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後3時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで

鳥取地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第26号**

大阪府泉南市新家6004番地  
債務者 合同会社フォースフーズ  
代表者代表社員 國本 嘉一

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝淵 雅男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時30分

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年(フ)第35号**

大阪府和泉市和気町1丁目7番24号  
債務者 株式会社マツモト  
代表者代表取締役 杉下 栄作

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後2時

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年(フ)第17号**

兵庫県芦屋市船戸町2番1-512号  
債務者 一般社団法人日本酵素マイスター協会  
代表者代表理事 川又 恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 翔一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前10時30分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第1088号**

神戸市須磨区妙法寺字白坂1022番地の25  
債務者 株式会社メシカマ  
代表者代表取締役 下司 剛大

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嶋田 麻以
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時45分

神戸地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第59号**

岡山市東区益野町12番地7  
債務者 一般社団法人ワーキングフレンドリー  
代表者代表理事 大森 元美

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 敬之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時10分

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第72号**

さいたま市大宮区桜木町2番3号大宮マルイ7階  
債務者 合同会社ニライカナイ  
代表社員 麓 博之介

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 紘司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第14号**

最後の住所 静岡県藤枝市高柳2549番地の2  
債務者 被相続人亡九門光広相続財産

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾 和広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時

静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第10号**

奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作65番地1  
債務者 株式会社なくちゃ  
代表者代表取締役 花房 主悦

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 浩志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時40分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和8年(フ)第101号**

大阪府羽曳野市島泉8丁目14番2号ステラ  
ウッド島泉II  
債務者 株式会社奥工管  
代表者代表取締役 奥 晴行

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土生 康晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第3425号**

横浜市港南区丸山台4丁目8番19号  
債務者 株式会社フレンド  
代表者代表取締役 山本 勝六

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時30分  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第261号**

岐阜市六条東1丁目3-16ジャスティンビル  
ディング1F  
債務者 株式会社アヴァンシー  
代表者代表取締役 松浪 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山科正太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時30分  
岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第100号**

茨城県神栖市波崎7129番地の3  
債務者 株式会社矢澤新聞店  
代表者代表取締役 矢澤 勝昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 碧
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時  
水戸地方裁判所麻生支部

**令和7年(フ)第3305号**

名古屋市北区大曾根3-5-19 ヒルズ大曾  
根201  
債務者 株式会社アセンブリー  
代表者代表取締役 玉川 学

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新山 直行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第425号**

香川県さぬき市志度912番地12  
債務者 有限会社丸新  
代表者代表取締役 佐藤継一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 創
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後4時  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第108号**

新潟県燕市小池3442番地1  
債務者 株式会社吉井金型製作所  
代表者代表取締役 吉井 清則

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海津 諭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第437号**

和歌山県海南市鳥居164番地  
債務者 株式会社やまさき酒店  
代表者代表取締役 山崎 邦彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(フ)第19号**

愛知県豊田市上野町2丁目77番地  
債務者 有限会社あいほーむ  
代表者取締役 伊藤 篤司

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 剛久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時25分  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第185号**

茨城県北相馬郡利根町布川454番地117  
債務者 株式会社高橋住建  
代表者代表取締役 高橋 範行

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 環
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分  
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和8年(フ)第5号**

愛知県岡崎市上青野町字八ツ田100番地  
債務者 株式会社山共建設  
代表者代表取締役 山本 憲仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後3時30分  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第3277号**

名古屋市守山区白沢町48番地  
債務者 株式会社OZplanning  
代表者代表取締役 磯端 智

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 朋加
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午前10時20分  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第217号**

名古屋市中区千代田5丁目15番22号 T A  
C-1601号  
債務者 ワイズブラザーズ株式会社  
代表者代表取締役 米本 崇男

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬飼 裕行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時20分  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第149号**

埼玉県川口市大字大竹15番地の14  
債務者 株式会社サンエス製作所  
代表者代表取締役 野本 満

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 榎本 誉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時40分  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第5号**

三重県鈴鹿市南旭が丘3丁目7番5号  
債務者 株式会社HEYTECH  
代表者代表取締役 小坂 和乎

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長尾 英介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時  
津地方裁判所破産係

**令和8年(フ)第29号**

北海道帯広市大通南31丁目42番地  
債務者 株式会社ドリーム・アート  
代表者代表取締役 能登 久彰

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木野村英明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第355号**

山梨県韮崎市一ツ谷1508番地7  
債務者 有限会社ミヒロ建設  
代表者取締役 望月 路博

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長田 清明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時30分  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第3338号**

愛知県北名古屋市沖村東ノ郷174番地  
債務者 有限会社パーレル  
代表者代表取締役 樽谷 和男

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後1時50分  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第5755号**

大阪府豊中市上野西3丁目19番18号  
債務者 株式会社ユタカコーポレーション  
代表者代表取締役 豊田 昭夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第708号**

兵庫県加古川市平荘町上原51番地  
債務者 有限会社中川製作所  
代表者代表取締役 中川 博文

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 広明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後1時10分  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第60号**

兵庫県たつの市揖西町清水新164番地  
債務者 有限会社小河石油  
代表者代表取締役 尾西 良博

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 政希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後1時30分  
神戸地方裁判所龍野支部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年(フ)第120号**

千葉県香取郡多古町喜多181番地11、住民票上の住所千葉県香取郡多古町染井218番地3(松竹梅3号棟)

債務者 飯田 圭子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山村 清治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第392号**

盛岡市月が丘3丁目13番6号  
債務者 佐々木正剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作山 直輝
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和8年(フ)第157号**

千葉市美浜区幸町2丁目18番2棟507号  
債務者 剣持 昌幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫛田 東生
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第164号**

千葉市川市菅野1丁目9番10号(ベルビア菅野101号)  
債務者 古井 敏博

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第20号**

愛知県豊田市高町東山4番地484  
債務者 伊藤 篤司

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 剛久

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第1794号**

千葉県習志野市谷津3丁目1番44-811号  
債務者 等々力 護

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第90号**

千葉県習志野市大久保1丁目8番6-205号  
債務者 三島 朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第135号**

千葉県銚子市川口町2丁目6367番地  
債務者 斉藤 貢一

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第173号**

千葉市中央区仁戸名町418番地6  
債務者 窪田 秀幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土屋 孝伸

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前10時

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月16日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第29号**

青森県三戸郡田子町大字田子字風張26番地の21  
債務者 小館 弘文

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和8年(フ)第10号**

青森県平川市猿賀池上100番地1 サービス付高齢者向け住宅おのえ荘、住民票上の住所青森県平川市大光寺一滝本35番地1  
債務者 大川喜代治

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹 晃説
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第3208号**

名古屋市守山区小幡南1丁目9番68号 パークシティ・エムズガーデンB棟604号、従前の住所千葉県浦安市猫実2丁目20番27-206号Bonclair

債務者 山田 佳和

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 環樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第150号**

福島県耶麻郡西会津町群岡字檀前甲2627番地  
1、前住所福島県喜多方市関柴町西勝字谷地  
田1201番地  
債務者 菊地 和行

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新田 周作
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和8年(フ)第896号**

東京都荒川区東尾久5丁目3-12-503  
債務者 和田 琴美

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第269号**

横浜市港北区新吉田東3丁目41番41号 ルミ  
エールII 102  
債務者 浅野 貴之

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 安耶
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月27日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第10号**

秋田県湯沢市字両神48番地6  
債務者 奥山 通

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近江 直人

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
秋田地方裁判所横手支部

**令和8年(フ)第25号**

川崎市麻生区上麻生5丁目45番46号 エクセル  
ハイツB 113  
債務者 藤谷 勝幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 種村 求
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第17号**

鉦路市春採7丁目6番1号 メゾンド・ソレイ  
ユ102号  
債務者 小岩千奈美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高畑 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
鉦路地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第194号**

東京都町田市南成瀬5丁目18番地3 T Sホー  
ムズ成瀬A-2  
債務者 櫻田 貴行

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月1日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第3085号**

横浜市神奈川区菅田町2501番地2  
債務者 保坂 幸一

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丁 絢奈
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3344号**

横浜市港南区笹下6丁目39番3-303号  
債務者 徳永 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 檜垣 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第50号**

千葉県流山市おおたかの森南2丁目2番地の  
1 フラットおおたかの森ウエスト108  
債務者 佐藤 秀

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島野由夏里
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(フ)第109号**

神奈川県横須賀市長瀬2丁目10番20-305号  
債務者 久保田行雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲村 育雄

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第104号**

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山1-2-49、住民票  
上の住所千葉県松戸市松飛台204番地の10  
債務者 石井 伸司

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関野 裕介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(フ)第108号**

千葉県松戸市上本郷364番地の3 アクティ  
北松戸2-411号、前住所千葉県松戸市南花  
島3丁目40番地の18  
債務者 向井 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(フ)第109号**

千葉県松戸市上本郷364番地の3 アクティ  
北松戸団地2-411号  
債務者 向井 昌美

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(フ)第117号**

千葉県柏市あかね町1番32号  
債務者 飛田 美紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富田 千鶴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(フ)第33号**

川崎市麻生区白鳥4丁目12番7号 パノラマ  
タウン 109  
債務者 小澤 龍太

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 恵太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月3日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第842号**

川崎市川崎区鋼管通2丁目1番7号、住民票  
上の住所川崎市高津区久末100番地 フォレ  
スト久末 B-1  
債務者 藤田 美里

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第107号**

広島市佐伯区五日市町大字下河内甲37番地2  
債務者 影本 陽一

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮城 直大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第2号**

宮崎県都城市吉尾町699番地 レーベンハウ  
ス105、前住所宮崎県宮崎市高洲町81番地1  
カステロ高洲D棟101号  
債務者 坂本 凱斗

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 崇敦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 一般調査期間 令和8年5月7日から令和8年5月13日まで

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和8年(フ)第42号**

福岡県遠賀郡岡垣町海老津3丁目21番8号  
債務者 桑野 奈弓

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第27号**

堺市西区浜寺船尾町西2丁目107番地4 シャ  
ルマンフジ諏訪森203号  
債務者 國本 嘉一

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝渕 雅男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年(フ)第32号**

大阪府岸和田市藤井町2丁目16番4-106号  
債務者 藤田 勇次

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橘高 悠一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年(フ)第48号**

大阪府和泉市のぞみ野1丁目25番2-704号  
債務者 鈴木 明果(旧姓高木)

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小美野達之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第426号**

香川県さぬき市鴨庄4132番地  
債務者 佐藤 一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 創
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和8年(フ)第55号**

栃木県宇都宮市雀の宮4丁目23番31号、前住  
所栃木県宇都宮市雀の宮4丁目15番17号 小  
林貸家  
債務者 鈴木 祥太

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 邦栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和8年(フ)第7号**

新潟県長岡市寺泊野積1048番地2  
債務者 吉井 清則

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海津 諭

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和8年(フ)第66号**

大阪府岸和田市池尻町432番地の3  
債務者 Life整骨院こと 佐々木健児

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年(フ)第38号**

大阪府泉大津市虫取町1丁目19番18号 サン  
メゾンさつきD-101  
債務者 奥野 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高畑 豪太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第2294号**

千葉県中央区大森町495番地1 サンジェル  
マン202号  
債務者 能登 修司

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島崎 嘉成
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第3001号**

愛知県小牧市大字岩崎657番地5 キャッス  
ルヒルズN IWA302号  
債務者 松井 麻子

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 裕子
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第158号**

宮崎県都城市久保原町10街区46号  
債務者 山内 強美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和7年（フ）第624号**

大阪府岸和田市大町4丁目18番7—405号  
債務者 小蘭 茜

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第8号**

大阪府和泉市内田町3丁目9番73号  
債務者 和田 崇平

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第42号**

大阪府岸和田市池尻町360番地の2 グリーンハイツイナモト107号  
債務者 松野 功武

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第52号**

大阪府泉大津市東助松町4丁目7番33—202号  
債務者 長本 愛

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第56号**

大阪府岸和田市下松町2丁目8番23—202号  
債務者 根来 理恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第65号**

大阪府和泉市箕形町1丁目1番25—2006号、  
前住所大阪府和泉市伯太町1丁目12番9号  
債務者 白松正一こと五飯屋こと 白 相鐘

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第68号**

大阪府和泉市観音寺町592番地の1 エイ・エスハイツ I 205、前住所大阪府泉大津市千原町2丁目22番21号 サンプライムシティA203  
債務者 大谷 芳正

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第69号**

大阪府岸和田市土生町1272番地の1 煌壺番館101号、前住所大阪府岸和田市南上町1丁目39番18—401号  
債務者 池側万里奈

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第70号**

大阪府岸和田市春木泉町1番16—203号  
債務者 喫茶PMこと 都築 善太

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第73号**

大阪府貝塚市澤1101—1 ピアコートU502、  
住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町小垣内4丁目1105番地の5—203  
債務者 祐伯 和範

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第75号**

大阪府貝塚市鳥羽43番地1  
債務者 岩橋 満

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和8年（フ）第86号**

北九州市小倉北区真鶴2丁目3番25号、前住所北九州市小倉北区大島1丁目7番25号（創造館クリエイティブハウス306号室）  
債務者 唐木 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（フ）第31号**

函館市深堀町31番8—204号 深堀団地  
債務者 小甲日出男

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで  
函館地方裁判所

**令和7年（フ）第22号**

北海道檜山郡江差町字新栄町208番地 田島アパート 105号室  
債務者 山本竜太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで  
函館地方裁判所江差支部

**令和8年（フ）第16号**

山形市大字大森576番地（D—202号） 大森住宅  
債務者 高橋 円香

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年（フ）第493号**

静岡県浜松市中央区渡瀬町5番地 マンションダリア208、前住所静岡県浜松市中央区和田町505番地の2 シャトースズキ103  
債務者 村尾 尚哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和8年(フ)第40号**

静岡県浜松市中央区中島1丁目29番13号 ド  
エールアポロ401号室

債務者 中嶋 良明

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第3198号**

愛知県春日井市妙慶町2丁目181番地 リ  
ヴァーサイドM・O102号

債務者 伊藤 恵祐

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3220号**

名古屋市西区菊井1丁目6番1号 レオパ  
レス菊井203号、従前の住所岩手県遠野市附馬  
牛町東禅寺3地割45番地3

債務者 佐々木愛海

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3250号**

名古屋市中区新栄1-28-21 プロシード新  
栄1201、住民票上の住所名古屋市北区成願寺  
1丁目2番30号

債務者 間宮 菜月

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3253号**

名古屋市中区荒子1丁目203番地 プラ  
ティーク荒子107号

債務者 井東 ゆり

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第20号**

愛知県春日井市岩成台2丁目6番地3

債務者 木村明希こと 姜 明希

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第31号**

愛知県日進市藤島町平子87番地1

債務者 米津 大雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第74号**

名古屋市中川区高畑2丁目329番地 サン  
セットビル301号

債務者 池内 久美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第80号**

名古屋市守山区大森4丁目2203番地の2 プ  
ラシード201号

債務者 鳴澤由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第91号**

名古屋市港区東土古町2丁目1番地の7

債務者 畑中 良太

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第97号**

愛知県半田市青山3丁目25番地の4 暁タウ  
ン西棟1-5号

債務者 高橋 友子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第119号**

愛知県大府市森岡町7丁目233番地 コート  
ピアE棟102号

債務者 立松芙久恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第128号**

名古屋市中川区石場町3丁目35番地 ルミ  
エール石場町302号

債務者 濱川 二郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第138号**

名古屋市中村区長筈町5丁目17番地 第1K  
Mマンション 2A号

債務者 兎原 秋広

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第337号**

愛知県豊橋市東岩田3丁目8番地の32

債務者 畠山 智絵

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第342号**

愛知県新城市作手高松宇大屋貝津27番地

債務者 丸山 美幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第352号**

愛知県豊橋市曙町字宮前1番地 エスポア曙  
502

債務者 ベロシ エメルソンこと VELOC  
I EMERSON

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年（フ）第358号**

愛知県豊川市平尾町下藤井18番地の1 平尾住宅4棟406号

債務者 時任 正代

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和8年（フ）第9号**

三重県志摩市阿児町神明1141番地93

債務者 大西 邦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年（フ）第35号**

岡山県倉敷市玉島柏島6499番地 市営奥谷住宅95号

債務者 長谷川三竜

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年（フ）第41号**

岡山県倉敷市玉島乙島7162番地 浅原借家

債務者 三木 和恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年（フ）第83号**

北九州市門司区藤松1丁目2番23-405号

債務者 河邊 政憲

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（フ）第8号**

北海道北見市とん田東町681番地57

債務者 澤目有樹子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和8年（フ）第21号**

島根県松江市古志原3丁目6番2-211号

債務者 野津 正吉

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで松江地方裁判所民事部

**令和8年（フ）第18号**

山口県宇部市北小羽山町2丁目4番2-504号

小羽山市営住宅

債務者 安廣 優美

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで山口地方裁判所宇部支部

**令和8年（フ）第35号**

北九州市若松区高須南3丁目5番20-406号

債務者 川上小百合（旧姓高林）

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後4時福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（フ）第198号**

大阪市東住吉区東田辺2丁目3番10号 ネオンシティ東田辺 303号

債務者 梶野 友賀（旧姓藤本）

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後1時30分大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（フ）第376号**

大阪府吹田市泉町1丁目2番1号（411）

債務者 石井 一仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（フ）第458号**

大阪府豊中市庄内栄町2丁目13番1号102号

債務者 山本 遥

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（フ）第488号**

大阪市住之江区北加賀屋1丁目8番21号 A R T 北加賀屋 301号

債務者 富原 蓮

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（フ）第527号**

大阪市平野区喜連1丁目2番13号

債務者 藤井 航平（旧姓吉野）

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第106号**

大分県豊後高田市新地1090番地2 グランドスイート野上Ⅱ 203、前住所福岡県北九州市八幡西区星和町12番地11号

債務者 坂田 智芳

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月22日午後1時50分大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**令和8年（フ）第969号**

東京都荒川区南千住8丁目11-8-502

債務者 元 浩英

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1004号

東京都江戸川区北小岩6丁目18-6-101  
債務者 大橋由紀夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1005号

東京都中央区日本橋小伝馬町16-17 藤川方  
債務者 小竹 妙子

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1008号

東京都板橋区東山町49-4 東山セブンハウスC-2  
債務者 チサキ マリア エリザベス アンゾ  
ランディア

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1009号

東京都板橋区東山町49-4 東山セブンハウスC-2  
債務者 菫木 花

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1013号

東京都板橋区成増4丁目7-23-207  
債務者 阿部 薫

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1015号

東京都中野区沼袋1丁目34-7-202  
債務者 皆川 愛華(旧姓柳澤)

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1016号

東京都練馬区光が丘2丁目7-4-305  
債務者 白 成娥

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1018号

東京都足立区千住東1丁目26-8-203  
債務者 金子 文枝

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1032号

東京都世田谷区船橋7丁目8-1-411  
債務者 笹谷クリ子

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1056号

東京都豊島区目白2丁目26-7-101  
債務者 小川 昌和

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1059号

東京都世田谷区駒沢3丁目28-8  
債務者 本多 博子

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1061号

東京都江戸川区船堀1丁目3-5-1108  
債務者 佐藤 澄子

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1063号

東京都北区赤羽台2丁目3-4-1022  
債務者 菅沼よし恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1069号

東京都足立区六町2丁目1-52-301  
債務者 鈴木 淳華

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1090号

東京都渋谷区恵比寿3丁目36-6-1203  
債務者 遠藤 裕美

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1093号

東京都足立区六木3丁目31-1-101  
債務者 鈴木 大介

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1100号**

東京都東久留米市幸町1丁目9-7-503  
債務者 今村 優子

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1101号**

東京都中野区中央2丁目18-23-401  
債務者 芳田 俊

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1130号**

東京都江戸川区江戸川2丁目28-21-1405  
江戸川二丁目アパート21  
債務者 奥山ビシエルダ・奥山プレシルダこと  
オクヤマ ビシエルダ シルベリオ

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1131号**

東京都板橋区成増4丁目18-7-202  
債務者 鈴木晃こと スズキ アキラ

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1006号**

東京都文京区水道2丁目13-2-402  
債務者 添田 英紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月23日午後3時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第980号**

東京都練馬区早宮2丁目24-3 2F  
債務者 坪田 光明

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第1065号**

東京都大田区矢口1丁目19-5-202  
債務者 竹内三智香

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和5年(フ)第78号**

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲121番地4  
破産者 中込 邦介

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所飯田支部

**令和6年(フ)第754号**

熊本市東区東町4丁目9番5-106号、開始  
決定時の住所熊本市東区若葉1丁目4番15号  
スペース95、3号  
破産者 宮原 宣之

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第496号**

北海道恵庭市駒場町1丁目1番14号  
破産者 佐々木明博

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第27号**

福島県相馬市黒木字四反田108番地の6、前  
住所福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字西久保168  
番地の1 OHANA I104号室  
破産者 荒 由香里(旧姓大羽)

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所相馬支部

**令和7年(フ)第173号**

名古屋市中区葵1丁目24番15号  
破産者 浅井 建至

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第773号**

名古屋市北区黒川本通4丁目35番地の2 イ  
ンターシティ黒川802号  
破産者 鈴 真弓

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第629号**

兵庫県姫路市四郷町東阿保1280番地10、開始  
決定時の住所兵庫県姫路市庄田185番地1  
破産者 松崎 良平

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第86号**

兵庫県加古川市加古川町備後62番地の1 プ  
レステージ加古川サウスアベニュー602号  
破産者 河野 剛

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第275号**

岡山県倉敷市福島510番地1 リーオグレイ  
ス306  
破産者 久野美沙希

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第221号**

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3001番地5  
破産者 岩下 和

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第38号**

長野県諏訪郡下諏訪町5431番地4  
破産者 田中 敏明

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所諏訪支部

**令和7年(フ)第10号**

北九州市門司区下馬寄13番20-302号、開始決定時の住所北九州市門司区上馬寄1丁目1番2-1306号  
破産者 大崎 栄次

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和5年(フ)第4020号**

大阪市生野区巽南1丁目12番5-207号、前住所大阪市生野区巽西4丁目2番30号  
破産者 平井 雄大

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時40分  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1023号**

堺市堺区北三国ヶ丘町3丁目1番37号 プラザ75-101号、前住所堺市堺区向陵西町3丁目6番27-303号  
破産者 中尾 展将

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前10時  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第302号**

山梨県甲府市緑が丘1丁目14番9号、開始決定時の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条5187番地  
破産者 藤網 英樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後3時30分  
令和8年2月19日  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第6143号**

大阪市東淀川区豊里2丁目13番7-モリハイム豊里7-407号室、住民票上の住所大阪府豊中市服部南町5丁目1番23号  
破産者 村瀬 直人

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後1時50分  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第532号**

大阪府貝塚市東山2丁目11番2号  
破産者 株式会社中村化工

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後2時  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第534号**

大阪府岸和田市上町44番8号  
破産者 中村 誠司

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後2時  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第1876号**

さいたま市緑区東浦和2丁目13番地40  
破産者 黒田 範俊

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後2時40分  
令和8年2月19日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第288号**

福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1653番地2  
ポヌールK2-8  
破産者 坂本 晃一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後1時35分  
令和8年2月20日  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第680号**

熊本市北区弓削5丁目28番1号 コート弓削203、異動前住所熊本市北区龍田1丁目23番58号  
破産者 兵藤 真梨

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月14日午前10時  
令和8年2月18日  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第165号**

香川県高松市松島町3丁目28番23-102号  
RATAN TATA  
破産者 正 博喜

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月27日午後2時  
令和8年2月20日  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**破産債権の特別調査期日****令和7年(フ)第967号**

京都府城陽市久世上大谷32番地の10、前住所京都府城陽市寺田樋尻87番地の2  
破産者 一瀬 智

特別調査期日 令和8年3月18日午後3時30分  
令和8年2月20日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**債権者集会招集****令和7年(フ)第154号**

青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田67番地

破産者 S R エナジー株式会社

- 1 期日 令和8年4月27日午前10時45分
- 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和8年2月19日 青森地方裁判所弘前支部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第5223号**

大阪市生野区生野東3-3-23 朝日生野病院、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本1丁目9番B-704号  
破産者 鹿毛 春男  
異議申述期間 令和8年4月16日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第428号**

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2689番地1  
オレンジハイツ102号

破産者 養毛 章江  
異議申述期間 令和8年4月3日まで  
令和8年2月20日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1821号**

札幌市中央区南18条西13丁目2番10号 山鼻コンパウンド405号

破産者 佐々木友志  
異議申述期間 令和8年4月13日まで  
令和8年2月19日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第506号**

大阪市東淀川区西淡路3丁目4番11号 スマイルパールハイツⅢ 210号

破産者 山口 浩誠  
異議申述期間 令和8年4月16日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4337号**

大阪市東淀川区大道南2丁目12番5号 カーサソレアード 501号

破産者 畑 聖  
異議申述期間 令和8年4月16日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第5169号**  
 大阪市西成区山王2丁目13番24号 笑楽方  
 破産者 中野 初江  
 異議申述期間 令和8年4月16日まで  
 令和8年2月19日  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第5679号**  
 大阪市北区同心2丁目6番3号  
 破産者 有限会社ハローワールド  
 異議申述期間 令和8年4月16日まで  
 令和8年2月19日  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第369号**  
 代替住所A（旧住所大阪府泉佐野市上之郷  
 1674番地の3）  
 破産者 澤 恵利奈  
 異議申述期間 令和8年4月16日まで  
 令和8年2月19日  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**小規模個人再生による再生手  
 続開始**

**令和7年（再イ）第36号**  
 愛知県豊橋市東岩田2丁目2番地17  
 再生債務者 森 将智  
 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで  
 名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年（再イ）第38号**  
 愛知県蒲郡市神ノ郷町大宮後55番地16  
 再生債務者 山下 祥子  
 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで  
 名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年（再イ）第39号**  
 兵庫県宝塚市中山桜台4丁目8番2号  
 再生債務者 中島 新

1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで  
 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和8年（再イ）第1号**  
 福島県郡山市田村町東山1丁目1番地の1  
 再生債務者 眞島 貴仁  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで  
 福島地方裁判所郡山支部再生係

**令和7年（再イ）第36号**  
 千葉県袖ヶ浦市上宮田748番地2  
 再生債務者 清水 利恵  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで  
 千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年（再イ）第3号**  
 愛知県長久手市砂子305番地 リバールB棟  
 103号  
 再生債務者 北川 敦司  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第6号**  
 愛知県尾張旭市東山町1丁目1番地9 グレイス東山C号  
 再生債務者 加藤 芳照  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（再イ）第97号**  
 愛知県岡崎市大西2丁目7番地17（前住所）  
 愛知県岡崎市大西町字仁田6番地1 シヤトー岡崎Ⅱ番館804  
 再生債務者 加藤 司  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで  
 名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和8年（再イ）第5号**  
 愛知県豊田市八草町八千草1247番地 愛知工業大学野球部寮  
 再生債務者 武井 則近  
 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで  
 名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和8年（再イ）第1号**  
 千葉県茂原市東部台3丁目12番地6  
 再生債務者 長野 一貴  
 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで  
 千葉地方裁判所一宮支部再生係

**令和8年（再イ）第3号**  
 千葉県野田市花井63番地 ヴィラ丘102  
 再生債務者 宮本 正和  
 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで  
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年（再イ）第7号**  
 千葉県野田市中里756番地の5  
 再生債務者 川股 盛隆

1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで  
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年（再イ）第28号**  
 長野県上田市諏訪形1315番地14  
 再生債務者 上原 義朗  
 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで  
 長野地方裁判所上田支部

**令和7年（再イ）第57号**  
 三重県四日市市尾平町2347番地2  
 再生債務者 大瀬 雅容  
 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで  
 津地方裁判所四日市支部

**令和8年（再イ）第11号**  
 三重県四日市市清水町4番17号 リバーサイドタウンB-201  
 再生債務者 保田 勇武  
 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで  
 津地方裁判所四日市支部

**令和7年（再イ）第28号**  
 北海道上川郡清水町字熊牛11番地1841  
 再生債務者 深谷沙耶香  
 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで  
 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで  
 釧路地方裁判所帯広支部再生係

**令和7年(再イ)第19号**

兵庫県豊岡市桜町23番4号(前住所兵庫県豊岡市赤石478番地)  
再生債務者 太刀掛竜也

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

**令和8年(再イ)第2号**

岡山市東区可知2丁目6番5号 岡山県営住宅西大寺団地404号  
再生債務者 大山 順子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第5号**

岡山県瀬戸内市長船町土師1146番地4  
再生債務者 野崎美佐保(旧姓藤原)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第1号**

山口県萩市大字椿東1099番地1 A K K A B棟102号室  
再生債務者 住谷 貴憲

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

山口地方裁判所萩支部

**令和7年(再イ)第37号**

沖縄県那覇市宇安謝664番地50 安謝第一市営住宅1012  
再生債務者 仲村 昌浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(再イ)第137号**

千葉県柏市酒井根5丁目18番29号 ジュネスコーポA-201号、前住所千葉県野田市山崎2697番地の12ハイツグリーン101  
再生債務者 関 彩香

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第9号**

千葉県柏市塚崎1157番地27  
再生債務者 菅原 夕左

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第5号**

神戸市兵庫区金平町2丁目1番55-905号  
再生債務者 實田 友二

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和8年(再イ)第3号**

宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地127番地6  
再生債務者 庄子明理咲

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**令和8年(再イ)第2号**

埼玉県熊谷市東別府748番地7  
再生債務者 小椋 康広

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(再イ)第3号**

埼玉県熊谷市東別府748番地7  
再生債務者 小椋さつき

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(再イ)第8号**

千葉県野田市五木新町23番地の1 エスペランサ江村C 102  
再生債務者 米村 栄治

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第558号**

東京都練馬区東大泉4-26-18-701  
再生債務者 泉 健太

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第567号**

東京都江東区亀戸3-31-6  
再生債務者 白岩 稔浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第239号**

神奈川県藤沢市遠藤3639番地 エルメゾンネクストB棟101  
再生債務者 高木 貢助

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第243号**

横浜市磯子区洋光台5丁目4番33-401号  
再生債務者 田中 将之

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第272号**

横浜市港南区日野南5丁目54番17号  
再生債務者 伊藤 俊貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和8年(再イ)第7号**

横浜市金沢区富岡東3丁目14番38号  
再生債務者 持永 博光

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第75号**

川崎市高津区諏訪3丁目5番10号 マロンハイツ 202

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(再イ)第1号**

京都市左京区一乗寺南大丸町65番地3  
再生債務者 光板金工業こと 岡田 光司

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月6日まで  
京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第224号**

大阪府枚方市山之北上北町60番1-1012号  
再生債務者 鶴原 誠仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月6日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第453号**

大阪市淀川区東三国1丁目9番18号  
再生債務者 桐石 愛子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第100号**

大阪府松原市柴垣1丁目19番18号  
再生債務者 新田 泰久

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年(再イ)第120号**

大阪府河内長野市古野町1番2-2号  
再生債務者 島崎 結衣(旧姓竹田)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年(再イ)第136号**

兵庫県姫路市白浜町甲2154番地5  
再生債務者 よねざわこと 米澤 和晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和8年(再イ)第4号**

兵庫県姫路市大塩町2054番地133  
再生債務者 森實 茂大

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第109号**

北九州市八幡西区中の原1丁目5番15号  
再生債務者 久富 直

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第85号**

熊本県下益城郡美里町馬場610番地 片平 団地 1-2

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年(再イ)第3号**

北海道北斗市追分2丁目18番19号  
再生債務者 後藤 博和

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月23日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(再イ)第5号**

岩手県一関市舞川字水上67番地3  
再生債務者 伊藤 良吉

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで  
盛岡地方裁判所一関支部

**令和8年(再イ)第3号**

山形県最上郡最上町大字大堀858番地の9(旧住所) 神奈川県川崎市高津区上作延1丁目25番37-402号溝の口コーポラス  
再生債務者 八鍬 善行

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで  
山形地方裁判所新庄支部

**令和7年(再イ)第12号**

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原465番地15

再生債務者 金田 正春

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで  
福島地方裁判所白河支部再生係

**令和8年(再イ)第4号**

新潟県上越市大字夷浜382番地11  
再生債務者 片桐 茂雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで  
新潟地方裁判所高田支部

**令和8年(再イ)第2号**

富山県高岡市西藤平蔵387番地5  
再生債務者 堀岡 知子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和8年(再イ)第16号**

兵庫県加古川市尾上町養田1416番地の8  
再生債務者 藤澤 美香

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第49号**

香川県高松市紙町560番地2  
再生債務者 内原裕一朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(再イ)第50号**

香川県高松市上林町1番地17  
再生債務者 鮫島 雛乃

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和8年(再イ)第1号**

香川県高松市郷東町373番地1 オリーブマンション1001  
再生債務者 渡邊 錦司

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前9時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(再イ)第128号**

北九州市小倉北区片野新町2丁目1番15-1004号 (前住所) 北九州市小倉北区皿山町20番14号  
再生債務者 横山 隆徳

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(再イ)第2号**

北九州市門司区大字今津106番地1  
再生債務者 道野康二郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定****令和7年(再イ)第148号**

横浜市瀬谷区宮沢3丁目13番地1  
再生債務者 山口 栄二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第152号**

神奈川県茅ヶ崎市矢畑681番地4-102号 藤和シテイコブ茅ヶ崎  
再生債務者 嶋村 委子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第175号**

横浜市神奈川区羽沢町947番地1 宮向団地3街区5号棟303号室  
再生債務者 橋本 喜命

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第189号**

横浜市中区本牧和田34番1-507号  
再生債務者 市毛 康夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第209号**

横浜市港北区日吉本町2丁目38番6号 レオーネ日吉203  
再生債務者 木暮知佐子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第226号**

横浜市中区初音町2丁目39番地 タウンコート初音町202  
再生債務者 佐藤 秀人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第230号**

横浜市神奈川区高島台17番地14 ニューポート203号  
再生債務者 新堂 紬 (旧姓菊池)

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで

令和8年2月19日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第212号**

千葉県市川市八幡2丁目3番18-505号 (ヴェルス本八幡)  
再生債務者 上野莉愛子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月19日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第540号**

東京都練馬区西大泉4-9-6-304  
再生債務者 黒崎 雄太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月19日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第497号**

東京都江東区東陽6-2-27-611  
再生債務者 黒崎 浩

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月19日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第512号**

東京都板橋区板橋1-12-8-702  
再生債務者 LAM T S Z Y U I

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月19日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第270号**

愛知県知多市大草字大瀬117番地の7 メイツ新舞子オーシャンコースト206  
再生債務者 青木 勇二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで

令和8年2月19日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第311号**

名古屋市守山区桜坂1丁目101番地 エコビレッジ志段味A棟207号  
再生債務者 川本 浩史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで

令和8年2月19日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第31号**

愛知県新城市豊島字馬渡13番地  
再生債務者 のんほいらぽこと 藤本 忍

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで

令和8年2月19日  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年（再イ）第47号**

福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1322番地22  
再生債務者 堀内 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで  
令和8年2月19日  
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和7年（再イ）第11号**

岩手県一関市滝沢字苦木61番地53  
再生債務者 高橋 一仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 盛岡地方裁判所一関支部

**令和7年（再イ）第32号**

宮城県宮城郡松島町磯崎字美映の丘87番地の1  
再生債務者 鈴木 祝也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日  
仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第102号**

仙台市泉区加茂3丁目8番地の1  
再生債務者 横山 俊郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日  
仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第21号**

山形県寒河江市大字白岩97番地の7  
再生債務者 菖蒲 賢一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 山形地方裁判所民事部

**令和7年（再イ）第19号**

山形県米沢市矢来3丁目3番82号  
再生債務者 原田 高次

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 山形地方裁判所米沢支部

**令和7年（再イ）第54号**

群馬県前橋市元総社町1786番地1  
再生債務者 鈴木 博明

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（再イ）第62号**

群馬県渋川市半田2177番地6  
再生債務者 齋藤 忠

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（再イ）第38号**

富山市藤木3273番地2  
再生債務者 木下 拓磨

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 富山地方裁判所民事部

**令和7年（再イ）第39号**

富山市藤木3273番地2  
再生債務者 木下 咲輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 富山地方裁判所民事部

**令和7年（再イ）第24号**

長野県上田市真田町長1877番地  
再生債務者 川崎 健男

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日 長野地方裁判所上田支部

**令和7年（再イ）第127号**

千葉県鎌ヶ谷市西佐津間2丁目13番32号  
再生債務者 杉村 拓哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで  
令和8年2月16日  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年（再イ）第10号**

北海道滝川市緑町6丁目4番29号NOBIL E101号室  
再生債務者 春名 祐希

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで  
令和8年2月19日  
札幌地方裁判所滝川支部再生係

**令和7年（再イ）第30号**

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1271番地1  
再生債務者 北浦 舜

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
長野地方裁判所民事部再生係

**令和7年（再イ）第66号**

愛知県一宮市東五城字出先68番地3  
再生債務者 手塚 裕次

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年（再イ）第506号**

大阪市城東区東中浜9丁目3番36—601号  
再生債務者 岡崎 亮

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（再イ）第520号**

大阪府東大阪市高井田元町2丁目6番10号  
再生債務者 梶山 智史

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（再イ）第97号**

大阪府藤井寺市沢田1丁目15番27号  
再生債務者 高松 邦夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年（再イ）第107号**

大阪府藤井寺市小山4丁目9番17号  
再生債務者 布金 宏規

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年（再イ）第86号**

大阪府和泉市唐国町3丁目5番2号  
再生債務者 田畑 直樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日  
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年（再イ）第22号**

北海道亀田郡七飯町本町5丁目16番12号  
再生債務者 辻 希美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで  
令和8年2月20日 函館地方裁判所

**令和7年(再イ)第31号**

兵庫県川西市花屋敷1丁目16番22-306号

再生債務者 梅木 翔吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで  
令和8年2月18日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和7年(再イ)第59号**

熊本市中央区国府3丁目10番11号 国府3丁目東社宅B12

再生債務者 佐藤 晋介

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで  
令和8年2月18日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(再イ)第66号**

熊本市南区城南町島田1011番地3

再生債務者 奥村 巖

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで  
令和8年2月18日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(再イ)第104号**

神戸市北区京地2丁目64番地の6

再生債務者 鈴鹿 直樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで  
令和8年2月19日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第102号**

岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘1丁目1番地33

再生債務者 石原 恒男

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで  
令和8年2月19日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第113号**

北九州市小倉北区金鶏町1番23-901号

再生債務者 畠舎 晋平

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで  
令和8年2月19日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第47号**

三重県四日市市智積町2488番地5

再生債務者 大橋美奈実(旧姓大井)

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで  
令和8年2月20日

津地方裁判所四日市支部

**令和7年(再イ)第2号**

愛媛県西予市宇和町稲生465番地2

再生債務者 三好 勇人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日

松山地方裁判所宇和島支部

**令和7年(再イ)第53号**

兵庫県明石市大久保町松陰1119番地の4 プレステージ明石大久保Ⅱ-501号

再生債務者 木下 恭代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで  
令和8年2月19日

神戸地方裁判所明石支部再生係

**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第17号**

山形県東田川郡庄内町清川字花崎29番地4

再生債務者 佐藤 利美

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。  
令和8年2月19日

山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第9号**

熊本市東区長嶺南4丁目7番28-203号 白馬レジデンス長嶺

再生債務者 後藤 大志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和8年2月19日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**給与所得者等再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第3号**

奈良市佐保山西町63番地の1 リベ・グラート平城山ステーションフロント601号

再生債務者 佐倉 正記

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

奈良地方裁判所

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取****令和7年(再イ)第10号**

神奈川県藤沢市石川4丁目21番地の13

再生債務者 デラクルスピーター ビクターロハス(DELACRUZ PETER VICTOR ROJAS)

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月5日まで  
令和8年2月19日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第11号**

神奈川県藤沢市石川4丁目21番地の13

再生債務者 デラクルスマリジョイ カブシ(DELACRUZ MARYJOY CABUSI)

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月5日まで  
令和8年2月19日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第13号**

神戸市長田区久保町10丁目5番8-1号(従前の住所) 神戸市須磨区大田町1丁目2番13号サンビレッジ板宿302号

再生債務者 治谷 猛

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月12日まで  
令和8年2月19日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第10号**

堺市堺区戎島町2丁62番地1(1204号)

再生債務者 梶本 隆仁

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月19日まで  
令和8年2月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第7号 埼玉県北本市大字下石戸1963番地10 再生債務者 落合 直文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年2月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年2月19日

令和7年(再口)第13号 神奈川県藤沢市大庭5055番地の14 藤沢西部 団地3-14-1424 再生債務者 久瀬川知広 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年2月20日

令和7年(再口)第10号 神戸市中央区中山手通1丁目25番21号 再生債務者 岩本 隆之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年2月19日

令和7年(再口)第2号 北海道小樽市松ノ枝1丁目2番12号 再生債務者 中山 正和 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年2月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年2月20日

会社その他の公告

吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は乙のバイオマス発電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 (甲) 確定した最終事業年度はありません 令和8年三月三日

茨城県神栖市奥野谷六一七〇番五五 (甲) 神栖グリーンパワープラント株式会社 代表取締役 浜村 敏雄 茨城県神栖市奥野谷六一七〇番五五 (乙) 神栖パワープラント合同会社 代表社員 一般社団法人神栖パワープラントホールディングス 職務執行者 浜村 敏雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により、甲は乙の自動販売機等の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。 効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九条第一項に基づき、また、乙は会社法第七八条第二項に基づき、共に株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月二十五日 掲載頁 一一九頁(号外第一七〇号) (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済 令和八年三月三日 東京都台東区浅草五丁目一番一三号 (甲) ネオス株式会社 代表取締役 川本 正人 東京都渋谷区本町三丁目四七番一〇号 (乙) 株式会社伊藤園 代表取締役 本庄 大介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Life Plus Home(住所鹿兒島県霧島市国分姫城南九番三〇一―一)に対して当社の営む全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は、本新設分割の効力発生と同時に商号変更を予定しております。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年三月三日 掲載頁 二頁 令和八年三月三日 鹿兒島県霧島市国分姫城南九番三〇一―一 株式会社Life plus home 代表取締役 蔵屋 誠

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号B1 Gオフィスプラザ池袋一〇六 ことら産業医事務所合同会社 代表社員 小寺 永章

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階 合同会社スタジオゲート 代表社員 古賀 隆義

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 効力発生日は令和八年四月六日であり、組織変更後の商号はRashikui株式会社としました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都江戸川区南小岩二丁目八番一五号 Rashikui合同会社 代表社員 田中 啓介

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都渋谷区本町四丁目二番一〇一―九〇 合同会社EVE 代表社員 蛸名 優人

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都八王子市三崎町四番一―一トリーネンビル六FB 合同会社おとくLIFE 代表社員 門田 昂

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都新宿区西新宿三丁目三番一―三西新宿水間ビル六階 合同会社LinNoa 代表社員 吉澤 真美

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 東京都新宿区西新宿三丁目三番一―三西新宿水間ビル二F 合同会社eek 代表社員 岡田 直晃

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 神奈川県横浜市西区平沼二丁目七番二〇一―一〇三号 合同会社ice 代表社員 相原 大地

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三日 愛知県知立市山町北引馬野四番地一 EEC合同会社 代表社員 松崎 哲志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台二丁目一番地  
一―一―一―一〇

KOYU LINK合同会社  
代表社員 朝原祐規子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
福岡市博多区東比恵二丁目一三番一―号東比恵ビル三〇一―号  
代表社員 チャン・ティ・ミン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
東京都品川区西五反田八丁目一―一三GB S―A―一八号  
合同会社チャイルドケア  
代表社員 橋本 寛子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億八百九十二万四千五百円減少し、一千万円とすることにいたしました。

なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されること、及び新株式が発行されることにより増加する資本の額と同額分をあわせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年四月三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
令和八年三月三日  
東京都千代田区麹町六丁目六番二―号

note株式会社  
代表取締役 加藤 貞顕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
東京都港区虎ノ門五丁目九番一―号

ブースト1株式会社  
代表取締役 堀 新一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ七百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
愛知県稲沢市日下部東町一丁目七〇番

有限会社フォルテシモ  
取締役 太田満里子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月三日  
札幌市中央区南十七条西十三丁目一番三  
五―一七〇二―号

有限会社いつつじ  
取締役 酒井 敬市

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月三日  
東京都中央区銀座四丁目三番六号G4BR  
ICKSBLD、四階

株式会社東京美髪芸術学院  
代表取締役 米山 実

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月三日  
横浜市中央区翁町一丁目四番一―号  
株式会社C&P

代表取締役 高橋 篤

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市若王寺三丁目三番、最後の住所兵庫県尼崎市若王寺三丁目三番五―一四一〇号  
右被相続人は令和七年四月四日死亡し、その相続人は令和八年二月十六日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月三日  
千葉市緑区おゆみ野六丁目三番地一―六

限定承認者 田中 満子  
被相続人 亡 中田 勤

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年二月二十八日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月三日  
東京都千代田区丸の内二丁目四番一―号丸の内ビルディング

20110CT0707250620  
清算受託者 コタエル信託株式会社

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年二月二十八日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月三日  
東京都千代田区丸の内二丁目四番一―号丸の内ビルディング

20196CT0707250620  
清算受託者 コタエル信託株式会社

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
東京都港区六本木一丁目六番一―号泉ガ―デ  
ンタワー

バジル特定目的会社  
取締役 中村 武

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
東京都港区六本木一丁目六番一―号泉ガ―デ  
ンタワー

アプリコット巣鴨特定目的会社  
取締役 中村 武

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日  
東京都港区六本木一丁目六番一―号泉ガ―デ  
ンタワー

アプリコット木場特定目的会社  
取締役 中村 武

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成二十四年四月二日文科省告示第七十二号(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の名称及び利用促進業務を行う事務所の名称の変更の届出があった件)  
(原稿誤り)

六上 二第一号 第二号